



the most beautiful
villages
in japan

「日本で最も美しい村」連合

日本で最も美しい村 東白川村

次世代に繋ぐ地域の絆、再生する村づくり

東白川村議会活動情報紙

くらしと議会



▲ 濃飛横断自動車道合同促進大会で要望決議を朗読する安江議長

No.191

2025.8.15

年4回発行
定例議会毎

第2回 議会定例会

- 02 6月定例会 / 条例、補正、その他案件
- 03 一般質問
- 03 森林環境譲与税について / 安保泰男議員
- 04 移住定住施策と空き家バンクについて / 今井美和議員
- 05 役場の管理物件の所有権は誰にあるのか / 桂川一喜議員
- 06 議会のあしあと
可茂土木との行政懇談会
議員のひとこと

人口 1,990人

〔令和7年7月31日現在〕

発行：東白川村議会 編集：議会報編集委員会

〒509-1302 岐阜県加茂郡東白川村神土 548 番地 ☎ 0574-78-3111 <https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/>

令和7年第2回定例会を開催

令和7年6月定例会が、6月13日に開催されました。

今定例会には、東白川村常勤の特別職職員報酬及び費用弁償に関する条例の改正を含めた条例案件が3件、一般会計補正予算など補正案件3件が提出されました。

また、一般質問には、3人の議員が登壇し、村当局の姿勢や施策をたえました。

▼条例案件3件

①東白川村常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償の一部を改正する条例：最近の物価変動、選挙等の執行状況を考慮し、選挙時の円滑な執行を図るため「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の一部が改正されたことを受け、選挙長、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人等の報酬を改正するもの。

▼補正案件3件

③東白川村税条例の一部を改正する条例：地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うもの。

①令和7年度東白川村一般会計補正予算(第2号)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1、326万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億7、799万5千円としました。

(主な内容)

▽4月1日付け人事異動昇格及び昇級に伴う人件費の補正。▽公共交通事業642万2千円追加：つちのこバス等修繕料、福祉車両購入▽庁用車管理費44万2

千円追加：公用車に設置のカーナビのNHK受信料▽

行政情報化推進費60万5千円追加：サーバ室のエアコン更新▽官民協働のむらづくり体制構築事業20万円追加：がんばる地域づくり補助金▽調整給付金事業(給付金・定額減税一体支援)

382万6千円追加：定額減税補足給付金(不足額給付)、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金過年度返還金▽参議院議員選挙22万4千円追加：投票票管理

者等報酬、ポスター掲示板リース▽子育て支援総合推進事業11万円追加：すすく成長応援事業祝い金、高等学校就学準備等支援金

▽予防接種事業14万7千円追加：予防接種等助成金▽人生100年時代健康増進事業183万9千円追加：体成分分析装置(インボディ)購入▽農業振興費各種補助金10万円追加：集落営農推進事業補助金▽新規就農者等支援事業150万円追加：新規就農者育成総合対策事業補助金▽農地総務費220万円追加：農道施設強化対策用地測量委託料▽教育委員会事務局費901万9千円追加：統合型支援システム初期構築委託料▽小学校管理費一般31万円追加：施設修繕料

追加：予防接種等助成金▽人生100年時代健康増進事業183万9千円追加：体成分分析装置(インボディ)購入▽農業振興費各種補助金10万円追加：集落営農推進事業補助金▽新規就農者等支援事業150万円追加：新規就農者育成総合対策事業補助金▽農地総務費220万円追加：農道施設強化対策用地測量委託料▽教育委員会事務局費901万9千円追加：統合型支援システム初期構築委託料▽小学校管理費一般31万円追加：施設修繕料

②令和7年度東白川村民健康保険特別会計補正予算(第1号)

既定の歳入歳出予算の総



◀体成分分析装置とは

分析装置を使ったインボディ測定とは、体組成計の一種で、体内の水分、タンパク質、ミネラル、体脂肪の4つの成分を測定し、体の状態を分析するものです。

これにより、栄養状態や筋肉量、体脂肪量などを把握し、健康管理やトレーニングに役立てることができます。

10月の“健康まつり”で使用します。

算(第1号)

額から歳入歳出それぞれ90万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8、909万3千円としました。

▽一般管理費90万7千円減額：異動に伴う人件費の補正。国民健康保険システム改修委託料。

③令和7年度東白川村民健康保険特別会計補正予算(第1号)

既定の歳入歳出予算の総

算(第1号)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6、816万9千円としました。

▽総務一般管理事業96万1千円追加：人件費の補正▽医業一般管理事業19万6千円追加：人件費の補正、代診医派遣負担金。

補正、代診医派遣負担金。

体成分分析装置(インボディ)

一般質問 (安保泰男議員)



・森林環境譲与税について

Q. 森林環境譲与税における町と村の分配率について。

本税は、森林整備などの推進をするために設立された制度ですが、村の森林保有割合や管理実態に応じた公平な配分がなされているのかどうか伺います。

A. 譲与額は、私有林人工林面積、林業就業者数、人口の3つの基準に基づいて按分し譲与されています。(村長)

【村長】

森林環境譲与税は、森林整備の財源として、市町村と都道府県に対して私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して各自自治体に譲与されます。令和6年度から国の譲与基準が見直され、私有林人工林面積が5割から5・5割へ増加し、人口割が3割から2・5割となったため、本村にとって有利な基準となり、森林環境譲与税が都市部と比較して多く譲与されている状況です。

Q. 譲与税の活用と木材

利用の実態、課題について。

本村は森林面積比率が極めて高く、住民1人当たりの森林管理負担は都市部の何倍にも及びます。森林を持つだけでは地域の発展につながりません。実際に使って、回すことが重要となります。木材利用の実態と課題、さらには公共・民間建築における地場産材の利用実態と、その促進策について伺いたい。

A. 令和6年度には、中川原水辺公園屋外ステージの修繕と木製遊具の設置工事を実施。(産業建設課長)

【産業建設課長】

令和6年度には、中川原水辺公園の屋外ステージ棟の修繕工事と、木製遊具の設置工事に地場産材の利用実績があります。また、令和8年度の予定ですが、義務教育学校のランチルームと図書スペースに地場産材を使用予定になっています。また、村では地場産材の促進策として平成21年からフォレストスタイル事

業を推進し、東白川村の木を使った産直住宅ということで、東濃ひのきの柱材プレゼントを行っていただきます。

Q. ヒノキの利用促進補助や、地場木材を使用する建築業者、製材業者に對する村独自の支援策を検討できないか。

輸入材が無税である現状が地場産材の活用促進と相反している点について、また、地域資源である木材を守るために、独自に応援する仕組みづくりが必要と感じますが、村の考えは。

A. フォレストスタイル事業により他地域と比較して地場産材の利用率は高いと考えています。(産業建設課長)

【産業建設課長】

輸入関税については、国と国との間で設定されている税金で、関税の目的や種類、関税率、計算方法などは国策となっています。現状では、ベイマツ等の輸入材の関税が無税であり、また安価であるということは、地場産材の利用促進への影響

は少なからずあると考えられますので、村では国や県と協議を進めながら様々な事業に取り組む必要があります。また、本村では村独自の事業として、フォレストスタイル事業による柱材プレゼントを行っており、他の地域と比較しても地場産材の利用率は高いと思いますので、今後ともそういった取組に注力していきたいと考えております。

Q. 広葉樹導入の検討、針葉樹一辺倒の林業構造から、混交林や里山的活用・利用へと転換するための考えは。

村には林業者、製材業者、建築業者がそろっており、この特色を生かして、村独自で輸入材との差額分を地場産材利用助成として支援ができれば、他の自治体にはないような、持続可能な循環型経済モデルが作れるのではないのでしょうか。

また、現在の森林構造は広葉樹の割合が極めて少ない状況です。現在の針葉樹一辺倒の林業構造から、混交林や里山的活

用・利用へと転換するためのビジョンがあるのか伺います。

A. 村では100年の森林づくり構想を策定し、森林の目標区分の設定、ゾーニングを定めて、木材生産林として管理をしています。(産業建設課長)

【産業建設課長】

本村では100年の森林づくり構想を策定し、森林づくりに向けた方針や目標を定めています。この構想では、森林の目標区分の設定、ゾーニングを定めて、木材生産に適し、木材の搬出条件が整っており、施業することで収益が見込める場所については木材生産林として管理をしています。また、防災や水源涵養、生物多様性の保全などの森林の多面的機能発揮の観点から、木材生産林として適していない森林については、環境保全林として森林管理を行っています。また、木材生産林における間伐・皆伐に対する補助事業を積極的に進めています。

一般質問 (今井美和議員)



・移住定住施策と空き家バンクについて

Q. 現在の村の空き家の数と空き家バンク登録数、空き家バンクを利用して、これまでに移住された世帯数について。

村の人口は2,000人を切る時代となりました。日本全国少子高齢化そして都市への人口流出と、小さな村にとっては暗い未来です。しかし、村の人口が2,000人を切らないために何か策が必要です。

A. 実際に移住された世帯は31件です。(産業建設課長)

【産業建設課長】

村の空き家の件数は、183件となっています。これは、本年策定した第2次東白川村空家等対策計画に掲載していますが、外観調査と所有者からの意向調査の結果、空き家として取りまとめた件数です。5年前と比較すると約40件増えています。空き家バンクの登録数は、令和元年度から6年度までの実績ですが、総数で53件登録しています。そのうち41世帯が成約済みとなっています。

ですが、実際に移住された世帯は31件です。

Q. 空き家所有者に登録をお願いするような活動や周知は。

空き家が183件あるのに対し、空き家バンク登録数は53件ということで、まだまだ空き家バンクに登録できそうですが、空き家所有者に登録のお願いや周知活動はされていますか。

A. 空き家バンクの周知については、毎年空き家所有者と住民の皆様へ広く行っています。(産業建設課長)

【産業建設課長】

取り組みのひとつとして、昨年度、空き家実態調査を実施しました。この調査は、令和2年度に実施した調査を基に追加調査として所有者の意向を伺うとともに、空き家の適正な管理のお願いを併せて行い、空き家バンクの制度をご理解いただくためのものです。また、毎年12月の自治会配付物で、村内へのチラシを全戸に配付し、周知活動を行っています。

Q. 現在の移住相談体制について。

村では、現在どのような移住希望者の皆さんの相談に対応しているかを伺います。

A. 集落支援機構で対応をしています。(産業建設課長)

【産業建設課長】

移住希望者への対応については、令和5年度に集落支援機構、移住・定住サポートセンターを設置して行っています。専任職員1名、兼任職員3名の総勢4名の職員が相談業務に従事しており、移住希望者への現地案内や相談業務を行っています。また、昨年度新たに移住・定住のパンフレットを作成しました。実際に移住・定住されたご家族の紹介をはじめ、村の紹介、移住への支援制度を盛り込んだ内容となっています。

Q. 移住希望者の相談件数について。

相談は移住・定住サポートセンターで行っているとのことですが、移住希望者の相談件数はどのくらいありますか。

A. 6年間で約800件の相談がありました。(産業建設課長)

【産業建設課長】

移住希望者の相談件数については、つながるナビ事業が始まって6年が経過しますが、6年間で約800件の相談を受けています。内訳は、令和元年から3年間は毎年約200件ほど相談がありましたが、最近の3年間の平均は約100件の相談件数となっています。

Q. ふるさと回帰支援センターへの登録の考えは。

東京にあるふるさと回帰支援センターは、地方暮らしの情報を提供するとともに各種相談に応じる移住・定住へのサポートをしてくれる組織です。昨年の相談件数は、6万1千件と過去最高を記録しました。村にとって、このセンターへの登録は利があると思われるですが村の考えは。

A. 今年度中にふるさと回帰支援センターへ登録を行う予定。(村長)

【村長】

支援センターには新しい移住・定住パンフレットを置かせていただきましたが、登録していない自治体のパンフレットは、置いてもらえますが、直接移住者の方へアプローチはしていただけないと聞いています。

今後この支援センターに登録をし、もっともつと情報発信をする必要性を感じています。

Q. 今後一層、移住・定住施策で力を入れていく取組をお聞かせ下さい。

A. お試し移住体験施設整備も検討しています。(産業建設課長)

【産業建設課長】

村に移住を希望される約280名の皆さんに、メールマガジンを通じて物件紹介や相談窓口、お試し移住体験、定住促進事業奨励助成金制度の紹介、定住後のサポート業務などの情報提供を行っており、お試し移住体験では、今後空き家物件でよい建物が出てきた場合には、お試し移住体験施設として整備することも検討しています。

一般質問 (桂川一喜議員)



・役場の管理物件の所有権は

誰にあるのか

Q. 村の主要施設について、役場以外が主催するイベント等に関しての貸出規定は。

村では、官民それぞれの主催で数々のイベントや行事が企画・運営されています。中川原やはな会館などの施設を借りるときに、使用料が設定されていますが貸出規定について伺います。

A. 村の施設にはいずれも公益上必要と認められる場合は、減免規定があります。(総務課長)

【総務課長】

村の管理施設の中では、はな会館を例にとると概ね次のとおりです。

① 村に準ずると認められる村内の団体の使用。

② 村内の社会教育団体、学校関係、福祉関係等団体のうち教育委員会が認める団体の使用。

③ 村外団体の中で①、②に準ずると教育委員会が認める団体の使用。

以上、3つの場合は使用料は免除となり、スポーツ及び趣味、教養等の同好者の団体で、教育委員会が認める団体の使

用と農林商工団体が営利を目的としないで使用する場合、2分の1の額を減免。営利、政治及び宗教的な目的で使用する場合は使用料は3倍の額を徴収する規定となっています。また、一個人での使用はできない内容となっています。中川原水辺公園も同様です。

Q. 施設は借りられても、施設附属の備品については借りられないというものはありますか。

施設附属の備品については、施設を借りた際、借りることが可能になっていると思いますが、例外として施設は借りられないというものがあれば、伺います。

A. 基本的には全ての備品を貸し出すことは可能です。(総務課長)

【総務課長】

備品については、施設の附属品となります。そのため、基本的には全ての備品を貸し出すことは可能ですが、例えば内部備え付けの備品は、外部へ持ち出して使用するこ

とができません。備品を借りたい場合は担当課にご相談いただければと考えております。

Q. テントやトラ棚などの備品の貸し出しは。

施設の備品としてではなく、例えばテントやトラ棚などのような備品もありますが、そうしたものを民間で借りたいとき貸出規定があったりなかったりの状況ですが、これについて伺います。

A. 公益上必要があると認められれば無料で貸し出しています。(総務課長)

【総務課長】

総合運動場研修館に保管するテント、机、椅子、トラ棚等は、公益上必要があると認められれば無料で貸し出すことは可能です。貸出規定が整備されていませんが、予約が必要で

Q. 規定のないものにつき、補助制度を受けた行事に関しては、使用料も免除していただけるような考えはないか。

村にはイベント、行事等に際し、補助制度があ

ります。補助制度は活用できたにも関わらず、公益性の観点から、備品が借りられないケースが一定数あると聞きます。補助制度は、村がその行事に対して公益性を認めているから支援をしており、公益性が認められるものに無料で貸しているという現状の中で、補助を受けた行事に関しては、使用料も免除していただけないか伺います。

A. がんばる地域づくり補助金の効果が見られ始めました。基本的に若い人たちの考えを応援するべきだと考えています。(村長)

【村長】

村を構成しているのは住民の皆さんです。村は、住民のためになることをいかに効率よく公平に使うかということを実施するのが行政の役割、それを認めるのが議会の役割であり、村の財産は村民の皆さんに使う権利があると考えます。ただ、個人に対しては少し考える必要があり

ます。個人の使用も含め、規定の見直しを前向きに検討し、若い人たちの考えをみんなで応援し、その方向でいろんなことを整理する時期に來ていると考えています。

Q. 技術講習受講者のみで使用できる仕組みについての考えは。

財産を丁寧に使う意味で技術講習を実施し、修了証を発行した人に限って使用できるといった仕組みができないか。

A. 高度な管理技術が要るものについては検討致します。(村長)

【村長】

備品の使用と言っても例えば、車はどうするかというような議論もあるかと思いますが、車の場合は保険の関係があり、職員のみしか使用ができません。これはルールです。しかし、テントのような備品であれば、善良な管理のもとルールを決めれば貸し出しは可能と考えます。また、高度な管理技術が要るものについては、その管理の方法として、議員のご提案を検討したいと思っています。

議会のおしおと



・可茂土木との行政懇談会を実施

6月12日
可茂土木との行政
懇談会を実施

去る6月12日（木）に可茂土木事務所長を始め幹部職員（3名）の皆さんにご来村いただき、本年度の県への要望を目的とする行政懇談会が開催され、議員全員が参加しました。なお、今回現場視察は中止としました。

要望提案は、道路建設3件・道路維持10件・河川砂防関係が4件の合計17件であり、要望箇所及び内容説明についてはそれぞれ地元議員が説明を行い、可茂土木事務所長を始め幹部職員の方々に詳しく応答をしていただきました。

昨年度は、緊急輸送道路（国道256号・主要地方道下呂白川線）の防災対策事業や交通安全対策をはじめとする道路事業、公共急傾斜地崩壊対策事業（越原4カ所）、公共通常砂防事業（曲坂川）といった防災対策事

業などを順調に進めていただきました。

村の主要な幹線道路である国道256号や主要地方道下呂白川線、主要地方道恵那蛭川東白川線においては、落石対策等の災害防除事業を進めていただいており、住民にとっても長年の懸案である地域課題が、また一つ解消されようとしています。

令和7年度につきましても、第6次東白川村総合計画に基づき、村づくりにおける4つの基本方針の一つである“安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり”を実現するため、国道256号をはじめとする主要幹線道路の整備や異常気象時の通行規制区間の解消、住民の生命と財産を守るための土砂災害特別警戒区域への対策が不可欠であります。

今回の行政懇談会に加藤大博県議会議員も

同席いただき東白川村の現状をご理解いただきましたので今後お力をお貸しいただけるものと思います。

村民の皆様、今後もお気づきの点等がございましたら最寄りの議員にお気軽にお声がけいただければ、行政へと速やかに伝達してまいります。

村民の皆様のご協力宜しくお願い致します。
産業建設常任委員長
樋口春市



▲行政懇談会の様子

議員のひまわり

猛暑の夏に

思うこと

近年夏の暑さは「猛暑・酷暑・危険な暑さ」といわれ、夏の気温が2年連続で最も暑い夏を更新しました。気象庁の発表では、昨年は、熱中症警戒アラートが日本中で、過去最高の延べ1,772回発表され、熱中症で1,000人以上がお亡くなりになっています。

岐阜県では昨年の夏、熱中症の疑いで緊急搬送された人が約1,850人で、お亡くなりになった方が5人、重度、中度の方が850人以上あったとの事です。また、この可茂消防管内でも、高齢者で熱中症の疑いのある方の搬送件数が増加しました。

近年は熱中症特別警戒アラートという言葉も耳にし

ます。熱中症警戒アラートと特別警戒アラートの違いは、熱中症警戒アラートは熱中症の危険性に対し、人々に気付いて貰うことを目的に発せられる情報ですが、特別警戒アラートは「個々が最大限の予防行動を行う」と共に、予防行動を実践できるように、国・地方公共団体・事業者等「全ての主体者が支援を行う事」を目的に発せられる情報です。

熱中症は予防法を知り、また様々な観点から対処・対策をすることにより防ぐことが出来るとされていますので、物理的にも万全を期していただきたいと考えます。

この原稿を書いているのは子供たちの夏休みが始まる前ですが、今年も昨年以上の暑い夏を実感しています。

文責 今井 美道